

令和6年竹田市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和6年5月7日(火) 午後2時00分～午後2時35分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 12名

1番 山本 昭雄	2番 改木 謙士	3番 猪 九州男	4番 首藤徳子
5番 秦 志喜男	6番 児玉 淳一	7番 坂本 大蔵	8番 上野 一男
9番 本郷 敦子	10番 島村 宏司	11番 工藤 明秀	12番 後藤 恵美子

4. 欠席委員 1名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：橋爪妙子、次長：中村美智子、管理係長：渡部夕樹、農地係：後藤加奈

6. 議事

議案第30号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について	6件
議案第31号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について	5件
議案第32号 農用地利用集積計画の承認について	13件
議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	5件
議案第34号 非農地証明について	4件
議案第35号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について	1件

副会長

あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は12人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から、令和6年竹田市農業委員会第5回総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配布しております日程表により運営いたしますのでご了承願います。

それでは審議にはいります前に議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は9番 本郷敦子委員、10番 島村宏司委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第8号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が8件ありましたので報告します。

続いて報告第9号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が3件ありましたので報告します。

議長

報告事項について質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですのでこれで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第30号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について 6件

議案第31号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見について 5件

議案第32号 農用地利用集積計画の承認について 13件

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 5件

議案第34号 非農地証明について 4件

議案第35号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について 1件

以上、34案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第30号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第30号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番と3番の案件は10年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

2番、4番、6番の案件は10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

5番の案件は15年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第30号について担当課から説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第30号について、これを承認することにご異議のない方は举手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第30号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第31号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議長

議案の説明を事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第31号の農用地利用集積等促進計画案は、先程議案第30号で承認いただいた案件について農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

農政課

議案第31号の1番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

3番の借り手は、令和6年4月に認定されました認定新規就農者である〇〇〇〇です。この方は親の経営を継承してミニトマトの営農を行います。

4番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。

5番の借り手は、令和6年4月に認定されました認定新規就農者である〇〇〇〇です。この方は令和5年度に農業大学校で研修を受けてミニトマトでの営農を行います。

選定理由はいずれも当該農地の貸付について市町村が適当であると認めるものです。

議長

只今、議案第31号について担当課による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第31号について、これを承認することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第31号 農用地利用集積等促進計画案に対する農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

ここで休憩いたします。農政課の山崎係長は退席してください。ありがとうございました。

(14時10分)

議長

再開します。

(14時10分)

議長

議案第32号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

なお、議案第32号は分割して質疑、採決を行います。

議長

最初に議案第32号の11番を審議します。2番 改木謙士委員は議事参与の制限により一時退席をお願いします。議案第32号の11番の説明を事務局に求めます。

事務局

11番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。
この案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないと報告を頂いています。

議長

只今、議案第32号の11番について事務局による説明がありましたがご意見、ご質疑はございませんか。
はい山本委員。

1番 山本昭雄委員

今再設定と言ったのですが、議案では新規設定になっていますがどちらが正しいですか。

事務局

新規が正しいです。議案書どおりです。申し訳ありません。

議長

他にご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第32号の11番について、これを承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって議案第32号の11番 農用地利用集積計画についてはこれを承認することに決定します。

議長

2番 改木謙士委員はご着席ください。

議長

続いて、議案第32号の1番から10番、12番から13番について説明をお願いします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

1番の借り手は〇〇〇〇です。4年11か月間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻・花き中心の農家であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

2番の借り手は〇〇〇〇です。6年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻・花き中心の農家であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

3番の借り手は〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

4番と5番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。9年11か月間の賃貸借、新規設定です。

6番と7番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。4年11か月の賃貸借、再設定です。

8番の借り手は〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1人、水稻中心の農家であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

9番の借り手は〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力2人、水稻・野菜・畜産中心の農家であり借り受け農地の効率的な利用が見込まれます。

10番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

12番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。

13番の借り手は認定農業者である〇〇〇〇です。4年8か月間の賃貸借、新規設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており問題ないと報告を頂いています。

議長

只今、議案第32号の1番から10番、12番から13番について事務局による説明がありましたご意見、ご質疑はございませんか。はい本郷委員。

9番 本郷敦子委員

13番は4年8か月と言ったが議案は4年11か月となっていますが。分かりました。すいません。

議長

他にございませんか。無いようですので質疑を集結します。

議案第32号の1番から10番、12番から13番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第32号の1番から10番、12番から13番 農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第33号の1番の案件は譲渡人○○○○から譲受人○○○○へ申請地の竹田市大字植木字栗元○○○○外2筆 田2筆、畠1筆 合計面積908平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は8,409平方メートルです。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

議案第33号の1番の調査報告をいたします。本件は以前から耕作管理を委託されてきた譲受人が売買による所有権移転を申請するものです。譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稻作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第33号の2番の案件は譲渡人○○○○から譲受人○○○○へ申請地の竹田市大字吉田字上中尾○○○○○ 田1筆 合計面積2,578平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は2,229平方メートルです。

議長

7番 坂本大蔵委員に調査報告をお願いします。

7番 坂本大蔵委員

議案第33号の2番の調査報告をいたします。
譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台・その他動噴等を所有しており、稻作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第33号の3番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ申請地の竹田市大字戸上字鶴原○○○○ 外9筆 田5筆、畑5筆 合計面積24, 384平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は443, 351. 63平方メートルです。

議長

5番 秦志喜男委員に調査報告をお願いします。

5番 秦志喜男委員

議案第33号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は外国人研修生を含む25人です。農機具はトラクター13台・耕耘機4台・乗用移植機5台・トラクター用草刈り機4台・バックホー0. 1立方メートル級が1台・タイヤショベル2台など大型営農機械を多数所有しており、野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第33号の4番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○へ申請地の竹田市大字志士知字中旗○○○○ 外10筆 田11筆 合計面積9, 967平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は23, 589. 3平方メートルです。

議長

12番 後藤恵美子委員に調査報告をお願いします。

12番 後藤恵美子委員

議案第33号の4番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター2台・コンバインは農事法人むらさきの里に依頼です。田植機1台・耕耘機はありません。その他草刈り機が古いのと合わせて4台あるそうです。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第33号の5番の案件は、譲渡人 ○○○○から譲受人 ○○○○氏へ申請地の竹田市久住町大字栢木○○○○ 畑1筆 合計面積409平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は1, 668平方メートルです。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

議案第33号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は1人です。農機具はトラクター草刈り機1台を持っている程度であとは農事法人おぐらの農機具を使用することになっています。野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって許可要件のすべてを充たしており原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第33号について担当委員による報告がありましたがご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第33号について、これを許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてはこれを許可することに決定します。

議長

続いて議案第34号 非農地証明について農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第34号の1番の案件は申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市大字平田字古園○○○○ 登記地目 田1筆 合計面積36平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は昭和50年頃、水田を利用するための水の使用が難しくなり農地として利用できなくなり現況は山林になっています。始末書が添付されています。

議長

6番 児玉淳一委員に調査報告をお願いします。

6番 児玉淳一委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は山林となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて2番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第34号の2番の案件は申請者 ○○○○が所有する申請地 竹田市大字志土知字迫○○○○ 外12筆 登記地目 田9筆、畠4筆 合計面積3,791平方メートルの非農地申請をしたものです。申請者は平成3年頃に大分市へ転出し農地として管理ができなくなり現況は山林、原野になっています。始末書が添付されています。

議長

9番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番 本郷敦子委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて3番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第34号の3番の案件は申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市久住町大字久住字馬場崎○○○○登記地目 田1筆 面積104平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は平成13年頃より隣接地の○○○○番地および○○○○番地の進入路として利用されており現況は道路となっています。始末書が添付されています。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、道路となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第34号の4番の案件は申請者 ○○○○の所有する申請地 竹田市久住町大字栢木字柳地○○○○登記地目 畑1筆 面積445平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は申請地の近くに住む兄が農地として管理していたが高齢となり平成13年頃から農作業が難しくなり現況は原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

2番 改木謙士委員に調査報告をお願いします。

2番 改木謙士委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、原野となっております。現状からみて農地への復旧が困難と思われます。よって非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第34号について担当委員による報告がありましたご意見、ご質疑はありますか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第34号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号 非農地証明についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて議案第35号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第35号の1の1番の案件は申請者 ○○○○が申請地 竹田市久住町大字有氏字大西○○○○ 畦1
筆 面積3, 986平方メートルのうち1, 814平方メートルを太陽光発電施設を建設する計画の農地です。

議長

3番 猪九州男委員に調査報告をお願いします。

3番 猪九州男委員

この変更は周辺の農地に影響を及ぼさないことからも原案のとおり除外することに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第35号について担当委員による報告がありましたご意見、ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第35号について農業振興地域整備計画の変更にご異議ない方は挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますのでご異議なしと認めます。

よって議案第35号 農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてはこれを承認することに決定します。

議長

これで本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年竹田市農業委員会第5回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(14時35分)

令和6年5月7日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議長

署名委員

署名委員